

令和4年 第5回 農業委員会総会

日時 令和4年5月25日（水）午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

長嶺 安浩 幸地 豊

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作 照谷 睦昌（農政課）

【議事録署名人】

会長 国吉 真昭 8番 農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

- 日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について
- 日程第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第22号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について

令和4年第5回総会議事録

事務局	<p>これより令和4年第5回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】 それでは令和4年第5回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は7番農業委員の長嶺さんの予定でしたが出席出来ないとのことですので、私、会長の国吉と8番農業委員の宮里良淳さんで行ないます。次回調査委員は、9番農業委員の玉城正智さん、10番農業委員の金城義幸さん、6番推進委員の伊敷幸隆さんでお願いします。</p> <p>【議事日程】 日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（5件） 日程第2 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（2件） 日程第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（13件） 日程第4 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（2件） 日程第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第6 議案第22号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（2件）</p> <p>【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第17号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-7~4-11まで読み上げて説明。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。</p>

	時間をおいて、質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次議案第 18 号について事務局説明をお願いします。
事務局	5 ページをお願いします。農地利用配分計画案について、1-1～1-2 を読み上げて説明。
会長	只今の件について、疑問質問があればお願いします。
委員	今までは、貸す人、借りる人があったが、今回の件についてどの様に違うのかを説明をお願いします。
事務局	事務局としても分からない部分があるので、農政課より説明をお願いします。通常は貸す人から公社、公社から借り手へ借り手が決まっている場合は一括方式でしたが、それとは別に、配分計画がありまして一旦公社が借り受けて公社が借り手を探してそれを配分する計画であります。
会長	他に質問等ありませんか？
委員	土地を借りたり、貸したりする場合がありますが、3 条と利用権設定があるが、3 条は厳しいと思いますが、市としては 3 条で貸した方がよいのか？利用権で貸した方がよいのか？意見を聞きたい。
事務局	農政課ですが、農政課としては、新しく農業をする方や面積の小さな土地を求められる中間管理事業を推進しているので利用権設定を進めています。
会長	他にありませんか？時間をおいて、只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それでは 7 ページをお開き下さい。1 番と 2 番は関連します、1 番座波の 2

	<p>筆で贈与による所有権移転であります。2番は座波の2筆で3年間の使用貸借権の設定であります。3番は新垣の1筆で売買による所有権移転であります。4番は新垣の1筆で売買による所有権移転であります。5番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。6番は与座の5筆で贈与による所有権移転であります。7番は新垣の27筆で贈与による所有権移転であります。8番は新垣の1筆で売買による所有権移転であります。9番は真栄里の3筆で売買による所有権移転であります。10番は座波の2筆で売買による所有権移転であります。11番は豊原の1筆で売買による所有権移転であります。12番は伊敷の2筆で贈与による所有権移転であります。13番は宇江城の1筆で売買による所有権移転。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。</p>
委員	<p>7番について、親子関係か？ 8番について、名護市となっているが？</p>
事務局	<p>7番については親子です。 8番について畑は新垣にあり名護市在住です。</p>
会長	<p>他に質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>議案第19号は可とします。次に議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明を。</p>
事務局	<p>12ページをお開き下さい。1番は阿波根の1筆で農地区分は第3種農地で貸駐車場への転用であります。2番は武富の1筆で農地区分は第1種農地で貸工場自動車整備工場への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>1番について、宅地に囲まれた第3種農地であり、貸駐車場への転用は問題無いものと判断しました。2番、申請地は農振農用地に面した第1種農地であり原則不許可であります。非許可の例外、土地改良法の非農用地区域に該当するため、貸工場への転用は問題無いものと判断しました。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。</p>

	時間において、質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 20 号は可とします。次に議案第 21 号について、説明願います。
事務局	18 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 大度の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。贈与による所有権移転で、分家住宅建設のための転用であります。2 番 真栄里の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。3 番 喜屋武の 1 筆で農地区分は第 3 種農地であります。売買による所有権移転で資材置場への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。19 ページをご覧下さい 1 番 大度については、農振農用地に隣接した第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外、集落接続に該当するため分家住宅への転用は問題無いものと判断しました。次 21 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び原野に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 23 ページをお開き下さい。申請地は宅地に囲まれた第 3 種農地であり、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。
委員	3 番の資材置場への転用ですが、学校前に資材置場ですか？何の置場か？
事務局	建築、土木用の資材置場です。学校前はダメとかななくて、農地法の転用基準に合致するかです。
委員	分家住宅とは何か？
事務局	農地法上、分家住宅とはないが、都市計画法にて分家住宅がある。
会長	他になければ、只今の案件可としてよいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	議案第 21 号は可とします。次に議案第 22 号説明願います。
事務局	それでは、25 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

会長 農業委員

岡吉真昭

8 番 農業委員

宮里良淳